

(4) 保険給付費の負担割合

保険給付費の負担割合は、次のとおりです。

保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

3年分の支出予定額				
国	都	市	第1号被保険者 <sup>*</sup> の負担額	第2号被保険者 <sup>*</sup> の負担額
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

保険給付費の負担割合（施設等給付費）

3年分の支出予定額				
国	都	市	第1号被保険者 <sup>*</sup> の負担額	第2号被保険者 <sup>*</sup> の負担額
20%	17.5%	12.5%	23%	27%

\* 国から交付される調整交付金の交付率により、実際の負担割合は変化します。

(5) 地域支援事業<sup>\*</sup>費の負担割合

地域支援事業<sup>\*</sup>の財源は、保険給付費の一定率を上限に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

地域支援事業<sup>\*</sup>（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

3年分の支出予定額（政令で定める限度額以内）				
国	都	市	第1号被保険者 <sup>*</sup> の負担額	第2号被保険者 <sup>*</sup> の負担額
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

地域支援事業<sup>\*</sup>（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

3年分の支出予定額（政令で定める限度額以内）				
国	都	市	第1号被保険者 <sup>*</sup> の負担額	第2号被保険者 <sup>*</sup> の負担額
38.5%	19.25%	19.25%	23%	0%

\* 地域支援事業<sup>\*</sup>（包括的支援事業、任意事業）の実施に当たっては、介護給付費等準備基金を活用することができるものとします。